第　１７　号議案

令和元年度舞鶴市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度舞鶴市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）
第１条　債務負担行為の変更は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和元年　９月　３日　提出

舞鶴市長　多々見　良三

第１表

債務負担行為補正(変更)

事　　項	補　　正　　前	
	期　　間	限　度　額
清掃事務所第一工場整備事業費	令和元年度から 令和５年度まで	千円 3,570,000

補　　正　　後	
期　　間	限　度　額
令和元年度から 令和５年度まで	千円 3,800,000

補正予算（第３号）債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末まで

事　　項	区　分	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
			期　間	金　額
清掃事務所第一工場整備事業費	補正前	3,570,000	—	—
	補正後	3,800,000	—	—

の支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
令和元年度から令和５年度まで	3,570,000	1,785,002	1,606,200	—	178,798
令和元年度から令和５年度まで	3,800,000	1,900,000	1,709,800	—	190,200